

認知症地域支援体制構築等推進事業 認知症支援検討委員会 設置要綱

（目的）

第1条 高齢者等が認知症になっても住みなれた地域で安心して生活できるよう、また、高齢者等を虐待等の権利侵害から守るため、地域の社会資源の連携を図ることを目的に認知症地域支援体制等推進事業（以下「事業」という。）を実施する。

事業を円滑に推進するため、地域の社会資源の代表者などで構成する認知症検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）認知症理解のための啓発活動に関すること。
- （2）認知症高齢者に対応する地域の社会資源のネットワーク構築に関すること。
- （3）1及び2に付随する高齢者虐待等に関すること。
- （4）その他前条に掲げる目的達成に必要なこと。

（委員）

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から社会福祉協議会長が委嘱又は任命する者（以下「委員」という。）20人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）認知症介護経験者
- （3）保健医療関係者
- （4）福祉関係者
- （5）警察・消防関係者
- （6）司法関係者
- （7）地域住民組織の関係者
- （8）商工農労働団体関係者
- （9）行政関係者
- （10）その他、社会福祉協議会長が必要と認めた者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は平成21年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め委員会の決議を経たときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ふくし相談支援センター(伊賀市社会福祉協議会)において処理する。

(秘密の保持)

第10条 事業の運営に関係する者は、事業を通じて知りえた秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は伊賀市社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

平成20年 6月 1日から実施する。